

該償還の日が二以上ある場合には、そのいずれか遅い日)を含む事業年度(以下この項において「償還事業年度」という。)の前事業年度開始の日から当該償還事業年度終了の日までの期間(以下この項において「適用対象期間」という。)

内に取得した場合に限る。)には、当該不動産投資法人の当該適用対象期間内の日を含む各事業年度(その取得の日から当該事業年度終了の日(当該事業年度が当該優先出資証券の全部の消却が行われる日又は当該優先出資証券を発行する日特定目的会社の残余財産の最後の分配が行われる日を含む事業年度である場合には、当該消却の日又は当該分配の日)まで引き続き当該優先出資証券の全部を保有している場合に限る。)の第一項第二号への規定の適用については、当該旧特定目的会社は同号へに規定する他の法人に含まれないものとする。

13 | 12 | 第十項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。
第九項又は第十一項の規定の適用を受けた不動産投資法人の配当可能所得の金額の計算その他第九項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(振替国債の利子等の非課税)

第六十七条の十六 省略

2 外国法人が平成十年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に発行された第六条第一項に規定する民間国外債につき支払を受ける利子又は発行差金(その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の発行価額を超える場合におけるその差益をいう。)については、法人税を課さない。ただし、当該利子又は当該発行差金のうち、第二条第一項第四号に規定する国内に恒久的施設を有する外国法人(以下この条及び次条において「国内に恒久的施設を有する外国法人」という。)が支払を受けるもので当該国内に恒久的施設を有する外国法人の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

3 省略

4 法人税法第一百四十二条第一号に掲げる外国法人で第四十二条の二第一項に規定する外国金融機関等に該当するものが、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において開始した同項に規定する債券現先取引につき、同項に規定する特定金融機関等から支払を受ける同項に規定する特定利子(同項の規定により所得税が課されないものに限る。)については、法人税を課さない。ただし、当該特定利子のうち、当該外国法人の同号に規定する事業を行う一定の場所

(振替国債の利子等の非課税)

第六十七条の十六 同上

2 外国法人が平成十年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に発行された第六条第一項に規定する民間国外債につき支払を受ける利子又は発行差金(その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の発行価額を超える場合におけるその差益をいう。)については、法人税を課さない。ただし、当該利子又は当該発行差金のうち、第二条第一項第四号に規定する国内に恒久的施設を有する外国法人(以下この条及び次条において「国内に恒久的施設を有する外国法人」という。)が支払を受けるもので当該国内に恒久的施設を有する外国法人の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

3 同上

4 法人税法第一百四十二条第一号に掲げる外国法人で第四十二条の二第一項に規定する外国金融機関等に該当するものが、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間において開始した同項に規定する債券現先取引につき、同項に規定する特定金融機関等から支払を受ける同項に規定する特定利子(同項の規定により所得税が課されないものに限る。)については、法人税を課さない。ただし、当該特定利子のうち、当該外国法人の同号に規定する事業を行う一定の場所

を通じて国内において行う事業に帰せられるものについては、この限りでない。

(中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用)

第六十八条の二 法人税法第六十七条第一項の規定は、青色申告書を提出する同族会社（同項に規定する同族会社をいう。以下この項において同じ。）で次の各号に掲げるものの当該各号に定める事業年度については、適用しない。

一 新事業創出促進法第二条第三項に規定する中小企業者に該当する同族会社
当該同族会社の設立の日として政令で定める日（以下この号において「設立の日」という。）を含む事業年度から当該設立の日以後十年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度（平成十二年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に限る。）

二 新事業創出促進法第十二条の三第二項に規定する認定事業者に該当する同族会社 事業年度終了の時において同項に規定する認定計画に従つて同項の新事業分野開拓のための事業を実施している場合における当該事業年度（平成十八年三月三十一日までに開始する各事業年度に限る。）

三 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者に該当する同族会社で当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該同族会社の連結事業年度）の試験研究費の額及び開発費の額の合計額の収入金額に対する割合として政令で定める割合が百分の三を超えるもの 当該事業年度（平成十四年四月一日から平成十七年四月十三日までの間に開始する各事業年度に限る。）

四 省 略

254 省 略

(農林中央金庫等の合併に係る課税の特例)

第六十八条の三 次に掲げる合併で平成十三年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に行われるものが共同事業合併（当該合併に係る被合併法人の当該合併前に営む主要な事業のうちのいずれかの事業と合併法人（法人を設立する合併にあつては、他の被合併法人）の当該合併前に営む主要な事業のうちのいずれかの事業とが相互に関連することその他の政令で定める）に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、法人税法第二条第十二号の八ハ中「共同で事業を営むための合併として政令で定める

を通じて国内において行う事業に帰せられるものについては、この限りでない。

(中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用)

第六十八条の二 同 上

一 新事業創出促進法第二条第三項に規定する中小企業者に該当する同族会社
当該同族会社の設立の日として政令で定める日（以下この号において「設立の日」という。）を含む事業年度から当該設立の日以後十年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度（平成十二年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に限る。）

二 新事業創出促進法第十二条の三第二項に規定する認定事業者に該当する同族会社 事業年度終了の時において同項に規定する認定計画に従つて同項の新事業分野開拓のための事業を実施している場合における当該事業年度（平成十六年三月三十一日までに開始する各事業年度に限る。）

三 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者に該当する同族会社で当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該同族会社の連結事業年度）の試験研究費の額及び開発費の額の合計額の収入金額に対する割合として政令で定める割合が百分の三を超えるもの 当該事業年度（平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に限る。）

四 同 上

254 同 上

(農林中央金庫等の合併に係る課税の特例)

第六十八条の三 次に掲げる合併で平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に行われるものが共同事業合併（当該合併に係る被合併法人の当該合併前に営む主要な事業のうちのいずれかの事業と合併法人（法人を設立する合併にあつては、他の被合併法人）の当該合併前に営む主要な事業のうちのいずれかの事業とが相互に関連することその他の政令で定める）に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、法人税法第二条第十二号の八ハ中「共同で事業を営むための合併として政令で定める

もの」とあるのは、「行う租税特別措置法第六十八条の三（農林中央金庫等の合併に係る課税の特例）に規定する共同事業合併に該当する合併」とする。

一、五 省 略

（特定目的信託に係る課税の特例）

第六十八条の三の三 省 略

2 特定目的信託の信託財産に帰せられる法人税法第二十三条规定する配当等の額に係る同法第八十二条の三及び第一百四十五条の三の規定の適用については、同法第八十二条の三第一項及び第一百四十五条の三第一項中「第四十二条」とあるのは、「第二十三条（受取配当等の益金不算入）、第四十二条」とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第八十二条の七（同法第一百四十五条の七において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第八十二条の七第一項中「所得の金額」とあるのは、「所得の金額（租税特別措置法第六十八条の三の三第一項（特定目的信託に係る課税の特例）の規定の適用がある特定目的信託にあつては、同項の規定を適用しないで計算した所得の金額）」とする。

4 省 略

5 特定目的信託の受託者である法人が当該特定目的信託の信託財産につき第六十一条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等（同号イに規定する土地等の譲渡のうち第一項第一号（同号ロを除く。）に掲げる要件を満たす計算期間において行うものを除く。）をした場合には、当該法人に対して課する特定目的信託の各計算期間の所得に対する法人税の額は、法人税法第八十二条の四及び第一百四十五条の四その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地の譲渡等（第七項の規定の適用があるものを除く。）に係る第六十二条の三第二項第二号に規定する譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

6 省 略

7 特定目的信託の受託者である法人が当該特定目的信託の信託財産につき第六十三条第二項第一号に規定する短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該法人に対して課する特定目的信託の各計算期間の所得に対する法人税の額は、法人税法第八十二条の四及び第一百四十五条の四その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該短期所有に係る土地の譲渡等に係る同項第二号に規定する譲渡利益金額の合計額に百分の十の割合を乗じて計算

もの」とあるのは、「行う租税特別措置法第六十八条の三（農林中央金庫等の合併に係る課税の特例）に規定する共同事業合併に該当する合併」とする。

一、五 同 上

（特定目的信託に係る課税の特例）

第六十八条の三の三 同 上

2 特定目的信託の信託財産に帰せられる法人税法第二十三条规定する配当等の額に係る同法第八十二条の三の規定の適用については、同条第一項中「第四十二条」とあるのは、「第二十三条（受取配当等の益金不算入）、第四十二条」とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第八十二条の七の規定の適用については、同条第一項中「所得の金額」とあるのは、「所得の金額（租税特別措置法第六十八条の三の三第一項（特定目的信託に係る課税の特例）の規定の適用がある特定目的信託にあつては、同項の規定を適用しないで計算した所得の金額）」とする。

4 同 上

5 特定目的信託の受託者である内国法人が当該特定目的信託の信託財産につき第六十二条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等（同号イに規定する土地等の譲渡のうち第一項第二号（同号ロを除く。）に掲げる要件を満たす計算期間において行うものを除く。）をした場合には、当該内国法人に対して課する特定目的信託の各計算期間の所得に対する法人税の額は、法人税法第八十二条の四その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地の譲渡等（第七項の規定の適用があるものを除く。）に係る第六十二条の三第二項第一号に規定する譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

6 同 上

7 特定目的信託の受託者である内国法人が当該特定目的信託の信託財産につき第六十三条第二項第一号に規定する短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該内国法人に対して課する特定目的信託の各計算期間の所得に対する法人税の額は、法人税法第八十二条の四その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該短期所有に係る土地の譲渡等に係る同項第二号に規定する譲渡利益金額の合計額に百分の十の割合を乗じて計算

を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

8 省 略

9 法人税法第八十二条の十五第一項（同法第一百四十五条の八において準用する場合を含む。）の規定は、特定目的信託の平成十八年三月三十一日までに終了する各計算期間において生じた欠損金額については、適用しない。ただし、特定目的信託の契約の終了の日を含む計算期間の欠損金額については、この限りでない。

10 13 省 略

（特定投資信託に係る課税の特例）

第六十八条の三の四 省 略

2 特定投資信託（前項第一号ロ及びハに掲げる要件を満たすものに限る。）の信託財産に帰せられる法人税法第二十三条第一項に規定する配当等の額に係る同法第八十二条の三及び第一百四十五条の三の規定の適用については、同法第八十二条の三第一項及び第一百四十五条の三第一項中「第四十二条」とあるのは、「第二十一条（受取配当等の益金不算入）、第四十二条」とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第八十二条の七（同法第一百四十五条の七において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第八十二条の七第一項中「所得の金額」とあるのは、「所得の金額（租税特別措置法第六十八条の三の四第一項（特定投資信託に係る課税の特例）の規定がある同項に規定する特定投資信託にあつては、同項の規定を適用しないで計算した所得の金額）」とする。

4 省 略

5 特定投資信託の受託者である法人が当該特定投資信託の信託財産につき第六十二条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等（同号イに規定する土地等のうち第一項第二号（同号ロを除く。）に掲げる要件を満たす計算期間において行うものを除く。）をした場合には、当該法人に対して課する特定投資信託の各計算期間の所得に対する法人税の額は、法人税法第八十二条の四及び第一百四十五条の四その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地の譲渡等（第七項の規定の適用があるものを除く。）に係る第六十二条の三第二項第二号に規定する譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

6 省 略

7 特定投資信託の受託者である法人が当該特定投資信託の信託財産につき第六十

した金額を加算した金額とする。

8 同 上

9 法人税法第八十二条の十五第一項の規定は、特定目的信託の平成十六年三月三十一日までに終了する各計算期間において生じた欠損金額については、適用しない。ただし、特定目的信託の契約の終了の日を含む計算期間の欠損金額については、この限りでない。

10 13 同 上

（特定投資信託に係る課税の特例）

第六十八条の三の四 同 上

2 特定投資信託（前項第一号ロ及びハに掲げる要件を満たすものに限る。）の信託財産に帰せられる法人税法第二十三条第一項に規定する配当等の額に係る同法第八十二条の三の規定の適用については、同条第一項中「第四十二条」とあるのは、「第二十三条（受取配当等の益金不算入）、第四十二条」とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第八十二条の七の規定の適用については、同条第一項中「所得の金額」とあるのは、「所得の金額（租税特別措置法第六十八条の三の四第一項（特定投資信託に係る課税の特例）の規定の適用がある同項に規定する特定投資信託にあつては、同項の規定を適用しないで計算した所得の金額）」とする。

4 同 上

5 特定投資信託の受託者である内国法人が当該特定投資信託の信託財産につき第六十二条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等（同号イに規定する土地等のうち第一項第二号（同号ロを除く。）に掲げる要件を満たす計算期間において行うものを除く。）をした場合には、当該内国法人に対して課する特定投資信託の各計算期間の所得に対する法人税の額は、法人税法第八十二条の四その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地の譲渡等（第七項の規定の適用があるものを除く。）に係る第六十二条の三第二項第二号に規定する譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

6 同 上

7 特定投資信託の受託者である内国法人が当該特定投資信託の信託財産につき第

三条第二項第一号に規定する短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該法人に対し課する特定投資信託の各計算期間の所得に対する法人税の額は、法人税法第八十二条の四及び第一百四十五条の四その他の法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該短期所有に係る土地の譲渡等に係る同項第二号に規定する譲渡利益金額の合計額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

8 省略

9 法人税法第八十二条の十五第一項（同法第一百四十五条の八において準用する場合を含む。）の規定は、特定投資信託の平成十八年三月三十一日までに終了する各計算期間において生じた欠損金額については、適用しない。ただし、特定投資信託の契約の終了の日又は特定投資信託に該当しないこととなつた日を含む計算期間の欠損金額については、この限りでない。

10 13 省略

（特定信託に係る国外関連者との取引に係る課税の特例）

第六十八条の三の五 特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この条において同じ。）の受託者である法人が、当該特定信託の信託財産につき、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後に開始する当該特定信託の各計算期間（法人税法第五十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この条において同じ。）において、当該特定信託に係る国外関連者（外国法人で、当該法人が当該特定信託の信託財産として当該外国法人の発行済株式の総数又は出資金額（当該外国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の百分の五十以上の株式の数又は出資の金額を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係（次項及び第五項において「特殊の関係」という。）のあるものをいう。以下この条において同じ。）との間で資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引を行つた場合に、当該取引（当該国外関連者が法人税法第一百四十一条から第三号までに掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ、当該国外関連者が当該国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格に満たないとき、又は当該法人が当該国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるときは、当該特定信託の当該計算期間の所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適

六十三条第一項第一号に規定する短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該内国法人に対して課する特定投資信託の各計算期間の所得に対する法人税の額は、法人税法第八十二条の四その他の法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該短期所有に係る土地の譲渡等に係る同項第一号に規定する譲渡利益金額の合計額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

8 同上

9 法人税法第八十二条の十五第一項の規定は、特定投資信託の平成十六年三月三十一日までに終了する各計算期間において生じた欠損金額については、適用しない。ただし、特定投資信託の契約の終了の日又は特定投資信託に該当しないこととなつた日を含む計算期間の欠損金額については、この限りでない。

10 13 同上

（特定信託に係る国外関連者との取引に係る課税の特例）

第六十八条の三の五 特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この条において同じ。）の受託者である内国法人が、当該特定信託の信託財産につき、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後に開始する当該特定信託の各計算期間（法人税法第五十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この条において同じ。）において、当該特定信託に係る国外関連者（外国法人で、当該法人が当該特定信託の信託財産として当該外国法人の発行済株式の総数又は出資金額（当該外国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の百分の五十以上の株式の数又は出資の金額を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係（次項及び第五項において「特殊の関係」という。）のあるものをいう。以下この条において同じ。）との間で資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引を行つた場合に、当該取引（当該国外関連者が法人税法第一百四十一条から第三号までに掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ、当該国外関連者が当該国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格に満たないとき、又は当該法人が当該国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるときは、当該特定信託の当該計算期間の所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適

用については、当該国外関連取引は、独立企業間価格で行われたものとみなす。

2
省略

3 特定信託の受託者である法人が、当該特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において支出した寄附金の額（法人税法第三十七条第七項に規定する寄附金の額をいい、同条第一項の規定の適用を受けたものを除く。以下この項及び次項において同じ。）のうち当該特定信託に係る国外関連者に対するもの（同法第四百四十二条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する国外関連者に対する寄附金の額で当該国外関連者の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるものを除く。）は、当該特定信託の各計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。この場合において、当該特定信託の各計算期間の所得の金額の計算に係る同法第八十二条の三第一項又は第一百四十五条の三第一項において適用する同法第三十七条の規定の適用については、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第一項及び租税特別措置法第六十八条の三の五第三項（特定信託に係る国外関連者との取引に係る課税の特例）」とする。

4
雀
膽

5 特定信託の受託者である法人が、当該特定信託の信託財産につき当該特定信託に係る国外関連者との取引を他の者（当該特定信託に係る他の国外関連者、当該国外関連者と第六十六条の四第一項に規定する特殊の関係のある内国法人及び当該国外関連者と他の特定信託の信託財産との間に特殊の関係がある場合における当該他の特定信託の受託者である法人（当該他の特定信託の信託財産に係る当該取引を行う場合に限る。）を除く。以下この項において「非関連者」という。）を通じて行う場合として政令で定める場合における当該特定信託の受託者である法人と当該非関連者との取引は、当該特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産について行う国外関連取引とみなして、第一項の規定を適用する。

国税庁の当該職員又は特定信託の受託者である法人の納稅地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が、特定信託の受託者である法人に当該特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において行つた国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人間の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記

2 同上

3
特定信託の受託者である内国外人が、当該特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において支出した寄附金の額（法人税法第三十七条第七項に規定する寄附金の額をいい、同条第一項の規定の適用を受けたものを除く。以下この項及び次項において同じ。）のうち当該特定信託に係る国外関連者に対するもの（同法第四十一条第一号から第三号までに掲げる外國法人に該当する国外関連者に対する寄附金の額で当該国外関連者の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるものを除く。）は、当該特定信託の各計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。この場合において、当該特定信託の各計算期間の所得の金額の計算に係る同法第八十二条の三第一項において適用する同法第三十七条の規定の適用については、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第一項及び租税特別措置法第六十八条の三の五第三項（特定信託に係る国外関連者との取引に係る課税の特例）」とする。

4
同
上

5 特定信託の受託者である内国法人が、当該特定信託の信託財産につき当該特定信託に係る国外関連者との取引を他の者（当該特定信託に係る他の国外関連者、当該国外関連者と第六十六条の四第一項に規定する特殊の関係のある内国法人及び当該国外関連者と他の特定信託の信託財産との間に特殊の関係がある場合における当該他の特定信託の受託者である内国法人（当該他の特定信託の信託財産に係る当該取引を行う場合に限る。）を除く。以下この項において「非関連者」という。）を通じて行う場合として政令で定める場合における当該特定信託の受託者である内国法人と当該非関連者との取引は、当該特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産について行う国外関連取引とみなして、第一項の規定を適用する。

6 国税庁の当該課

6
國稅庁の当該職員又は特定信託の受託者である内國法人の納稅地の所轄稅務署若しくは所轄國稅局の当該職員が、特定信託の受託者である内國法人に當該特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において行つた国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人間知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該

録を含む。次項、第八項及び第十一項第二号において同じ。) 又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、当該法人がこれらを遅滞なく提示しなかつたときは、税務署長は、当該特定信託の信託財産の当該国外関連取引に係る運用と同種の運用を行う法人又は特定信託の受託者である法人が受託した特定信託の信託財産で運用規模その他の運用の内容が類似するものの当該運用に係る売上総利益率又はこれに準ずる割合として政令で定める割合を基礎として第二項第一号口若しくはハに掲げる方法又は同項第二号イに掲げるこれらの方法と同等の方法により算定した金額を当該独立企業間価格と推定して、当該特定信託の当該計算期間の所得の金額又は欠損金額につき法人税法第二条第四十三号に規定する更正(第十五項において「更正」という。)又は同条第四十四号に規定する決定(第十五項において「決定」という。)をすることができる。

7 国税庁の当該職員又は特定信託の受託者である法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、特定信託の信託財産と当該特定信託に係る国外関連者との間の取引に関する調査について必要があるときは、当該特定信託の受託者である法人に対し、当該国外関連者が保存する帳簿書類又はその写しの提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該法人は、当該提示又は提出を求められたときは、当該帳簿書類又はその写しの入手に努めなければならない。

8 国税庁の当該職員又は特定信託の受託者である法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、特定信託の信託財産と当該特定信託に係る第六項に規定する帳簿書類又はその写しを遅滞なく提示し、又は提示しなかつた場合において、当該法人が当該特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において行つた国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該特定信託の信託財産の当該国外関連取引に係る運用と同種の運用を行ふ者又は当該運用に関する帳簿書類を検査することができる。

9 5 13 省略

14 第六十六条の四第十五項の規定は、特定信託の受託者である法人が、当該特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において当該特定信託に係る国外関連者との間で取引を行つた場合について準用する。この場合において、同項中「当該事業年度の確定申告書(法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書)とあるのは、「当該計算期間の特定信託確定申告書(法人税法第二条第二号に規定する特定信託確定申告書)と読み替えるものとする。

電磁的記録を含む。次項、第八項及び第十一項第二号において同じ。) 又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、当該内国法人がこれらを遅滞なく提示し、又は提出しなかつたときは、税務署長は、当該特定信託の信託財産の当該国外関連取引に係る運用と同種の運用を行う法人又は内国法人が受託した特定信託の信託財産で運用規模その他の運用の内容が類似するものの当該運用に係る売上総利益率又はこれに準ずる割合として政令で定める割合を基礎として第二項第一号口若しくはハに掲げる方法又は同項第二号イに掲げるこれらの方法と同等の方法により算定した金額を当該独立企業間価格と推定して、当該特定信託の当該計算期間の所得の金額又は欠損金額につき法人税法第二条第四十三号に規定する更正(第十五項において「更正」という。)又は同条第四十四号に規定する決定(第十五項において「決定」という。)をすることができる。

7 国税庁の当該職員又は特定信託の受託者である内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、特定信託の信託財産と当該特定信託に係る国外関連者との間の取引に関する調査について必要があるときは、当該特定信託の受託者である内国法人に対し、当該国外関連者が保存する帳簿書類又はその写しの提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該内国法人は、当該提示又は提出を求められたときは、当該帳簿書類又はその写しの入手に努めなければならない。

8 国税庁の当該職員又は特定信託の受託者である内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託に係る第六項に規定する帳簿書類又はその写しを遅滞なく提示し、又は提示しなかつた場合において、当該内国法人が当該特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において行つた国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該特定信託の信託財産の当該国外関連取引に係る運用と同種の運用を行ふ者又は当該運用に関する帳簿書類を検査することができる。

9 5 13 同上

14 第六十六条の四第十五項の規定は、特定信託の受託者である内国法人が、当該特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において当該特定信託に係る国外関連者との間で取引を行つた場合について準用する。この場合において、同項中「当該事業年度の確定申告書(法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書)とあるのは、「当該計算期間の特定信託確定申告書(法人税法第二条第二号に規定する特定信託確定申告書)と読み替えるものとする。

15 更正若しくは決定（以下この項において「更正決定」という。）又は国税通則法第三十二条第五項に規定する賦課決定（以下この項において「賦課決定」という。）で次の各号に掲げるものは、同法第七十条第一項から第四項まで（同条第二項第二号及び第三号に掲げる更正（同項に規定する純損失等の金額に係るものに限る。）に係る部分を除く。）の規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができる。この場合において、同条第五項及び同法第七十一条第一項の規定の適用については、同法第七十条第五項中「前各項」とあるのは「前各項及び租税特別措置法第六十八条の三の五第五十五項（特定信託に係る国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは「前各項及び租税特別措置法第六十八条の三の五第五十五項（特定信託に係る国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、「前各項」とあるのは「前各項及び同項」とする。

16 特定信託の受託者である法人が、当該特定信託の信託財産につき当該特定信託に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行つた事実に基づいてする法人税に係る更正決定又は当該更正決定に伴い国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等若しくは税額等に異動を生ずべき法人税に係る更正決定これらに規定する法定申告期限（同法第六十一条第一項に規定する還付請求申告書に係る更正については、当該還付請求申告書を提出した日）

二 省略

16 特定信託の受託者である法人が、当該特定信託に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行つたこととに伴い納付すべき税額が過少となり、又は国税通則法第二条第六号に規定する還付金の額が過大となつた法人税に係る同法第七十二条第一項に規定する国税の徴収権の時効は、同法第七十三条第三項の規定の適用がある場合を除き、当該法人税の同法第七十二条第一項に規定する法定納期限から一年間は、進行しない。

17 省略

17 第一項の規定の適用がある場合において、特定信託の信託財産と当該特定信託に係る国外関連者（法人税法第二百三十九条に規定する条約（以下この項において「租税条約」という。）の規定により租税条約の我が國以外の締約国（以下この項において「条約相手国」という。）の居住者又は法人とされるものに限る。）との間の国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格につき財務大臣が

15 更正若しくは決定（以下この項において「更正決定」という。）又は国税通則法第三十二条第五項に規定する賦課決定（以下この項において「賦課決定」という。）で次の各号に掲げるものは、同法第七十条第一項から第四項までの規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができる。この場合において、同条第五項及び同法第七十一条第一項の規定の適用については、同法第七十条第五項中「前各項」とあるのは「前各項及び租税特別措置法第六十八条の三の五第五十五項（特定信託に係る国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、同法第七十一条第一項中「が前条及び租税特別措置法第六十八条の三の五第五十五項（特定信託に係る国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、「前各項」とあるのは「前各項及び同項」とする。

16 特定信託の受託者である内国法人が、当該特定信託の信託財産につき当該特定信託に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行つた事実に基づいてする法人税に係る更正決定又は当該更正決定に伴い国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等若しくは税額等に異動を生ずべき法人税に係る更正決定これらに規定する法定申告期限（同法第六十一条第一項に規定する還付請求申告書に係る更正については、当該還付請求申告書を提出した日）

二 同上

16 特定信託の受託者である内国法人が、当該特定信託の信託財産につき当該特定信託に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行つたこととに伴い納付すべき税額が過少となり、又は国税通則法第二条第六号に規定する還付金の額が過大となつた法人税に係る同法第七十二条第一項に規定する国税の徴収権の時効は、同法第七十三条第三項の規定の適用がある場合を除き、当該法人税の同法第七十二条第一項に規定する法定納期限から一年間は、進行しない。

17 同上

17 第一項の規定の適用がある場合において、特定信託の信託財産と当該特定信託に係る国外関連者（法人税法第二百三十九条に規定する条約（以下この項において「租税条約」という。）の規定により租税条約の我が國以外の締約国（以下この項において「条約相手国」という。）の居住者又は法人とされるものに限る。）との間の国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格につき財務大臣が

当該条約相手国の権限ある当局との間で当該租税条約に基づく合意をしたことその他の政令で定める要件を満たすときは、国税局長又は税務署長は、政令で定めることにより、当該特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産について同項の規定の適用により納付すべき法人税に係る延滞税のうちその計算の基礎となる期間で財務大臣が当該条約相手国の権限ある当局との間で合意をした期間に対応する部分に相当する金額を免除することができる。

19 省略

(特定信託に係る特定国外受益者等に係る負債の利子の課税の特例)

第六十八条の三の六 特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この条において同じ。）の受託者である法人が、当該特定信託の信託財産につき、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後に開始する当該特定信託の各計算期間（法人税法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この項において同じ。）において、特定国外受益者等に負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）を支払う場合において、当該計算期間の当該特定国外受益者等に対する負債（利子の支払の基準となるものに限るものとし、当該特定国外受益者等が法人税法第一百四十二条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する場合にはこれらの外国法人のいずれに該当するかに応じ当該特定国外受益者等のこれららの規定に定める国内源泉所得のうち政令で定めるもの（以下この項において「法人税の課税対象所得」という。）に含まれる利子に係るもの（以下この項において「法人税の課税対象所得」として政令で定めるところにより計算した金額をいう。以下この項において同じ。）が当該計算期間の当該特定国外受益者等の当該特定信託の信託財産に対する持分として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「特定国外受益者等の元本持分」という。）の三倍に相当する金額を超えるときは、特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産につき当該計算期間において当該特定国外受益者等に支払う負債の利子（当該特定国外受益者等の法人税の課税対象所得に含まれるものと除く。）の額のうち、その超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、当該特定信託の信託財産に係る延滞税のうちその計算の金額の計算上、損金の額に算入しない。ただし、当該特定信託の当該計算期間の総負債（利子の支払の基準となるものに限る。）に係る平均負債残高が当該特定信託の当該計算期間の信託財産の額として政令で定めるところにより計算した金額（次項

当該条約相手国の権限ある当局との間で当該租税条約に基づく合意をしたことその他の政令で定める要件を満たすときは、国税局長又は税務署長は、政令で定めることにより、当該特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産について同項の規定の適用により納付すべき法人税に係る延滞税のうちその計算の基礎となる期間で財務大臣が当該条約相手国の権限ある当局との間で合意をした期間に対応する部分に相当する金額を免除することができる。

19 同上

(特定信託に係る特定国外受益者等に係る負債の利子の課税の特例)

第六十八条の三の六 特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この条において同じ。）の受託者である内国法人が、当該特定信託の信託財産につき、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後に開始する当該特定信託の各計算期間（法人税法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この項において同じ。）において、特定国外受益者等に負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）を支払う場合において、当該計算期間の当該特定国外受益者等に対する負債（利子の支払の基準となるものに限るものとし、当該特定国外受益者等が法人税法第一百四十二条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する場合にはこれらの外国法人のいずれに該当するかに応じ当該特定国外受益者等のこれららの規定に定める国内源泉所得のうち政令で定めるもの（以下この項において「法人税の課税対象所得」という。）に含まれる利子に係るもの（以下この項において「法人税の課税対象所得」として政令で定めるところにより計算した金額をいう。以下この項において同じ。）が当該計算期間の当該特定国外受益者等の当該特定信託の信託財産に対する持分として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「特定国外受益者等の元本持分」という。）の三倍に相当する金額を超えるときは、当該内国法人が当該特定信託の信託財産につき当該計算期間において当該特定国外受益者等に支払う負債の利子（当該特定国外受益者等の法人税の課税対象所得に含まれるものと除く。）の額のうち、その超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、当該特定信託の当該計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。ただし、当該特定信託の当該計算期間の総負債（利子の支払の基準となるものに限る。）に係る平均負債残高が当該特定信託の当該計算期間の信託財産の額として政令で定めるところにより計算した金額（次項

金額（次項において「元本の額」という。）の三倍に相当する金額以下となる場合には、この限りでない。

2 前項の規定を適用する場合において、当該法人は、特定国外受益者等の元本持分及び元本の額に係る各倍数に代えて、当該特定信託の信託財産の運用と同種の運用を行う内国法人又は特定信託の受託者である法人が受託した特定信託の信託財産で運用規模その他の状況が類似するものの総負債の額の純資産又は当該特定信託の信託財産の額に対する比率として政令で定める比率に照らし妥当と認められる倍数を用いることができる。

355 省略

（特定信託に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入）

第六十八条の三の七 次に掲げる特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。第六十八条の三の十までにおいて同じ。）に係る外國關係会社のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外國關係会社に該当するもの（第六十八条の三の十までにおいて「特定外国子会社等」という。）が、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後に開始する各事業年度において、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び利益の配当又は剰余金の分配の額に関する調整を加えた金額（以下この条において「適用対象留保金額」という。）を有する場合には、その適用対象留保金額のうちその特定信託の受託者である法人がその特定信託の信託財産として有する当該特定外國子会社等の直接及び間接保有の株式等（請求権のない株式等（第六十六条の六第一項に規定する請求権のない株式等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係るもの）に相当する金額は、その特定信託の収益の額とみなして当該各事業年度終了日の翌日から二月を経過する日を含むその特定信託の各計算期間（法人税法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。第六十八条の三の十までにおいて同じ。）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する外國關係会社

において「元本の額」という。）の三倍に相当する金額以下となる場合には、この限りでない。

2 前項の規定を適用する場合において、当該内国法人は、特定国外受益者等の元本持分及び元本の額に係る各倍数に代えて、当該特定信託の信託財産の運用と同種の運用を行う内国法人又は内国法人が受託した特定信託の信託財産で運用規模その他の状況が類似するものの総負債の額の純資産又は当該特定信託の信託財産の額に対する比率として政令で定める比率に照らし妥当と認められる倍数を用いることができる。

355 同上

（特定信託に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入）

第六十八条の三の七 次に掲げる特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。第六十八条の三の十までにおいて同じ。）に係る外國關係会社のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外國關係会社に該当するもの（第六十八条の三の十までにおいて「特定外国子会社等」という。）が、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後に開始する各事業年度において、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び利益の配当又は剰余金の分配の額に関する調整を加えた金額（以下この条において「適用対象留保金額」という。）を有する場合には、その適用対象留保金額のうちその特定信託の受託者である内国法人がその特定信託の信託財産として有する当該特定外國子会社等の直接及び間接保有の株式等（請求権のない株式等（第六十六条の六第一項に規定する請求権のない株式等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係るもの）に相当する金額は、その特定信託の収益の額とみなして当該各事業年度終了日の翌日から二月を経過する日を含むその特定信託の各計算期間（法人税法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。第六十八条の三の十までにおいて同じ。）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として有する外國關係会社

係会社の直接及び間接保有の株式等の当該外国関係会社の発行済株式の総数又は出資金額（請求権のない株式等及び当該外国関係会社が有する自己の株式又は出資を除く。次号において「発行済株式等」という。）のうちに占める割合が百分の五以上である場合における当該特定信託

二 特定信託の信託財産につき、その有する外国関係会社の直接及び間接保有の株式等の当該外国関係会社の発行済株式等のうちに占める割合が百分の五以上である一の同族株主グループに当該特定信託の受託者である法人が属する場合における当該特定信託（前号に掲げる特定信託を除く。）

2 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国関係会社 外国法人で、その発行済株式の総数又は出資金額（その有する自己の株式又は出資を除く。）のうちに第二条第一項第一号の二に規定する居住者（当該居住者と法人税法第二条第十号に規定する政令で定める特殊の關係のある同項第一号の二に規定する非居住者を含む。以下この号において「居住者」という。）及び内国法人が有し、並びに特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等の総数又は合計額の占める割合（当該外国法人が次のイからハまでに掲げる法人である場合には、当該割合とそれぞれイからハまでに定める割合のいずれか多い割合）が百分の五十を超えるものをいう。

イ 議決権のない株式等（議決権のない株式又は出資をいう。以下この号において同じ。）を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。）その発行済株式の総数又は出資金額（議決権のない株式等及び当該外国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）のうちに居住者及び内国法人が有し、並びに特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等（議決権のない株式等に係るものを除く。）の総数又は合計額の占める割合

一 外国関係会社 外国法人で、その発行済株式の総数又は出資金額（その有する自己の株式又は出資を除く。）のうちに第二条第一項第一号の二に規定する居住者（当該居住者と法人税法第二条第十号に規定する政令で定める特殊の關係のある同項第一号の二に規定する非居住者を含む。以下この号において「居住者」という。）及び内国法人が有し、並びに特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等の総数又は合計額の占める割合（当該外国法人が次のイからハまでに掲げる法人である場合には、当該割合とそれぞれイからハまでに定める割合のいずれか多い割合）が百分の五十を超えるものをいう。

イ 議決権のない株式等（議決権のない株式又は出資をいう。以下この号において同じ。）を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。）その発行済株式の総数又は出資金額（議決権のない株式等及び当該外国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）のうちに居住者及び内国法人が有し、並びに特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等（議決権のない株式等に係るものを除く。）の総数又は合計額の占める割合

ロ 請求権のない株式等を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。）その発行済株式の総数又は出資金額（請求権のない株式等及び当該外国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）のうちに居住者及び内国法人が有し、並びに特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等（請求権のない株式等に係るものを除く。）の総数又は合計額の占める割合

二 省 略

三 直接及び間接保有の株式等 個人若しくは内国法人が直接に有し、又は特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として直接に有する外人の株式の数又は出資の金額及び他の外國法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外國法人の株式の数又は出資の金額の総数又は合計額をいう。

四 同族株主グループ 外國関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する者うち、一の居住者（第二条第一項第一号の二に規定する居住者をいう。以下この号において同じ。）、内國法人又は特定信託の受託者である法人（当該特定信託の信託財産として当該外國関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する場合に限る。以下この号において同じ。）及び当該一の居住者、内國法人又は特定信託の受託者である法人と政令で定める特殊の関係のある者（外國法人を除く。）をいう。

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる特定信託に係る特定外國子会社等（株式（出資を含む。）若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方式及びこれに準するもの（当該権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるもの）を含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つてゐるものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外國子会社等のそ
の該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外國子会社等に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、当該特定外國子会社等に係る第六十六条の六第一項各号に掲げる内國法人、当該特定外國子会社等に係る第一項各号に掲げる特定信託の受託者である法人（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。）、当該特定外國子会社等に係る第六十八条の九十一項各号に掲げる連結法人その他これらの者に連する者として政令で定めるもの以外の者との間で行つてゐる場合として政令で定める場合

二 同 上

三 直接及び間接保有の株式等 個人若しくは内国法人が直接に有し、又は特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として直接に有する外國法人の株式の数又は出資の金額及び他の外國法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外國法人の株式の数又は出資の金額の総数又は合計額をいう。

四 同族株主グループ 外國関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する者うち、一の居住者（第二条第一項第一号の二に規定する居住者をいう。以下この号において同じ。）、内國法人又は特定信託の受託者である内国法人（当該特定信託の信託財産として当該外國関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する場合に限る。以下この号において同じ。）及び当該一の居住者、内國法人又は特定信託の受託者である内国法人と政令で定める特殊の関係のある者（外國法人を除く。）をいう。

3 同 上

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外國子会社等に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、当該特定外國子会社等に係る第六十六条の六第一項各号に掲げる内國法人、当該特定外國子会社等に係る第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内國法人（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。）、当該特定外國子会社等に係る第六十八条の九十一項各号に掲げる連結法人その他これら
の者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つてゐる場合として政令で定める場合

二 同 上

4 第六十六条の六第四項の規定は第一項各号に掲げる特定信託の受託者である法人について、同条第五項の規定は第一項各号に掲げる特定信託の受託者である法

人が当該特定信託につき前項の規定の適用を受ける場合について準用する。この場合において、同条第四項中「当該内国法人」とあるのは「当該特定信託」と、

「各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書）と、「各計算期間（法人税法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。）の特定信託確定申告書（同法第二条第三十二号に規定する計算期間をいう。）の特定信託確定申告書（同法第二条第三十二号に規定する計算期間をいう。）の特定信託確定申告書」と、同条第五項中「確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と読み替えるものとする。

第六十八条の三の八 前条第一項各号に掲げる特定信託の受託者である法人が当該特定信託につき同項の規定の適用を受ける場合には、当該特定信託に係る特定外國子会社等の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。）の額のうち当該特定外國子会社等の課税対象留保金額に対応するもの（当該課税対象留保金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該特定信託の受託者が当該特定信託の信託財産について納付する控除対象外国法人税の額（同法第八十二条の七第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下第六十八条の三の十までにおいて同じ。）とみなして、同法第八十二条の七（同法第一百四十五条の七において準用する場合を含む。）の規定を適用する。この場合において、同法第八十二条の七第四項中「額の全部」とあるのは、「額（租税特別措置法第六十八条の三の八第一項（特定信託に係る特定外國子会社等の所得に対する課税対象留保金額の益金算入）に規定する特定外國子会社等の留保金額の益金算入）」に規定する特定外國子会社等の所得に対して課される外国法人税の額のうち同項の規定により当該特定信託の受託者が当該特定信託の信託財産について納付するものとみなされる部分の金額を含む。）の全部」とする。

2 前条第一項各号に掲げる特定信託の受託者である法人が当該特定信託に係る同項の規定の適用に係る特定外國子会社等の課税対象留保金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、前項の規定により法人税法第八十二条の七第一項から第三項まで（同法第一百四十五条の七において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるときは、前項の規定により控除対象外国法人税の額とみなされた金額は、当該特定信託の政令で定める計算期間の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第六十六条の六第四項の規定は第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内国法人について、同条第五項の規定は第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託につき前項の規定の適用を受ける場合について準用する。この場合において、同条第四項中「当該内国法人」とあるのは「当該特定信託」と、「各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書）と、「各計算期間（法人税法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。）の特定信託確定申告書（同法第二条第三十二号に規定する計算期間をいう。）の特定信託確定申告書」と、同条第五項中「確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と読み替えるものとする。

第六十八条の三の八 前条第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託につき同項の規定の適用を受ける場合には、当該特定信託に係る特定外國子会社等の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。）の額のうち当該特定外國子会社等の課税対象留保金額に対応するもの（当該課税対象留保金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該特定信託の受託者が当該特定信託の信託財産について納付する控除対象外国法人税の額（同法第八十二条の七第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下第六十八条の三の十までにおいて同じ。）とみなして、同法第八十二条の七（同法第一百四十五条の七において準用する場合を含む。）の規定を適用する。この場合において、同法第八十二条の七第四項中「額の全部」とあるのは、「額（租税特別措置法第六十八条の三の八第一項（特定信託に係る特定外國子会社等の所得に対する課税対象留保金額の益金算入）に規定する特定外國子会社等の留保金額の益金算入）」に規定する特定外國子会社等の所得に対して課される外国法人税の額のうち同項の規定により当該特定信託の受託者が当該特定信託の信託財産について納付するものとみなされる部分の金額を含む。）の全部」とする。

2 前条第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託に係る同項の規定の適用に係る特定外國子会社等の課税対象留保金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、前項の規定により法人税法第八十二条の七第一項から第三項までの規定の適用を受けるときは、前項の規定により控除対象外国法人税の額とみなされた金額は、当該特定信託の政令で定める計算期間の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の三の九 第六十八条の三の七第一項の規定の適用があつた特定信託に

係る特定外國子会社等につき第一号若しくは第二号に掲げる事実が生じた場合又は当該特定信託に係る同項に規定する外國関係会社（当該特定外國子会社等から利益の配当又は剰余金の分配の額の支払（同号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。）を受けた外國関係会社のうち政令で定めるものに限る。）につき第二号に掲げる事実が生じた場合で、当該特定信託のこれらの事実が生じた日を含む計算期間開始の日前五年以内に開始した各計算期間（以下この項において「前五年以内の各計算期間」という。）において当該特定外國子会社等の課税対象留保金額で同条第一項の規定により前五年以内の各計算期間の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額（この項の規定により前五年以内の各計算期間において損金の額に算入された金額を除く。以下この項及び次条において「課税済留保金額」という。）があるときは、当該課税済留保金額に相当する金額は、当該特定外國子会社等又は当該外國関係会社につき生じた事実が次の各号に掲げる事実のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額のうち当該特定信託に係る課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を限度として、当該特定信託のその事実が生じた日を含む計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 省略

三 当該特定信託の受託者である法人に対し当該特定信託の信託財産について行われる利益の配当若しくは剰余金の分配の額の支払又は法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その支払う利益の配当若しくは剰余金の分配の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額

一・二 同 上

三 当該特定信託の受託者である内国法人に対し当該特定信託の信託財産について行われる利益の配当若しくは剰余金の分配の額の支払又は法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その支払う利益の配当若しくは剰余金の分配の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額

2 省略

3 第一項の規定の適用があつた特定信託の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第八十二条の五第三項及び第四項並びに第一百四十五条の五第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。

第六十八条の三の九 同 上

第六十八条の三の十 特定信託が第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託に該当するかどうかの判定に関する事項、第六十八条の三の八第一項の規定により特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産について納付したとみ

第六十八条の三の十 特定信託が第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託に該当するかどうかの判定に関する事項、第六十八条の三の八第一項の規定により特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産について納付した

なされる控除対象外国法人税の額のうち前条第一項の規定により各計算期間の所得の金額の計算上損金の額に算入された課税済留保金額に係るものとの処理その他の前三条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止)

第六十八条の四 法人税法第八十四条第一項に規定する退職年金業務等（同法附則第二十条第二項の規定により退職年金業務等とみなされる業務を含む。）を行う法人の平成十一年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、同法第八条又は第十条の三及び同法附則第二十条第一項の規定にかかわらず、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。

(退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止)

第六十八条の四 法人税法第八十四条第一項に規定する退職年金業務等（同法附則第二十条第二項の規定により退職年金業務等とみなされる業務を含む。）を行う法人の平成十一年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、同法第八条又は第十条の二及び同法附則第二十条第一項の規定にかかわらず、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。

第九節 削除

第六十八条の八 削除

(連結法人の法人税率の特例)

第六十八条の八 連結親法人の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する場合における当該連結親法人の各連結事業年度の連結所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる連結親法人の区分に応じ同表の第二欄の規定中同表の第三欄に掲げる税率は、同表の第四欄に掲げる税率とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 法人税法第二条第九号に規定する普通法人である連結親法人	イ 経済社会の変化等に対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（以下この項において「法人税等負担軽減措置法」という。）第十一条第二項の表の第一号の第四欄（法人税法第八十一条の十二第一項に係る部分	百分の三十	百分の三十

四 の百八第一項 に規定する協 同組合等であ り	三 第六十八条 の百第一項の 承認を受けて いる同項に規 定する医療法 人である連結 親法人	二 二条第七号に 規定する協同 組合等（第四 号において「 協同組合等」 という。）で ある連結親法 人（第四号に 掲げる連結親 法人を除く。 ）	四欄 六条第二項の表の第二号の第 二条の十二第二項に係る 部分に限る。）	口 法人税等負担軽減措置法 第十六条第二項の表の第一 号の第四欄（法人税法第八 十一条の十二第二項に係る 部分に限る。）	に限る。）
イ の規定により読み替えられ た法人税等負担軽減措置法 第十六条第二項の表の第二 二	第六十八条の百八第一項	百分の二十	百分の二十	百分の二十 百分の二十 百分の二十	百分の二十 百分の二十 百分の二十
三 百分の二十	五 百分の二十	五 百分の二十	五 百分の二十	四 百分の二十	

る連結親法人

号の第四欄（各連結事業年度の連結所得の金額のうち十億円（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない協同組合等については、十億円に当該連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十一で除して計算した金額。）において同じ。）以下の部分の金額に限る。）	口 第六十八条の百八第一項の規定により読み替えられた法人税等負担軽減措置法第十六条第二項の表の第二号の第四欄（各連結事業年度の連結所得の金額のうち十億円を超える部分の金額に限る。）	百分の二十一	百分の二十一
		六	八

21 前項の規定がある場合における法人税法その他法人税に関する法令の規定に関する技術的読替えその他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）

第六十八条の九 省 略
25 10 省 略

11 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）に

（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）

第六十八条の九 同 上
25 10 同 上

11 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）に

おいて、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第二項から第四項まで、第七項又は第八項の規定の適用があり、かつ、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の当該各連結事業年度（以下この項目において「税額控除連結事業年度」という。）につき次に掲げる金額があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに次条第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他の法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第二項から第四項まで、第七項又は第八項の規定により各税額控除連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に帰せられる金額として政令で定める金額を加算した金額とする。

特別控除

一四省略
ち當該承認を取り消された連結親法人又は當該承認を取り消された連結子法人に
帰せられる金額として政令で定める金額を加算した金額とする。

12
省略

(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)第六十八条の十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結法人が、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十日までの期間（次項において「指定期間」という。）内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産（以下この条において「エネルギー需給構造改革推進設備等」という。）を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合及び第一号に掲げる減価償却資産を電気事業法第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項及び第九項において「供用年度」という。）の当該エネルギー需給構造改革推進設備等に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（以下この節において「償却限度額」という。）は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に

特別控除

一四四 同上
された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に帰せられる金額として政令で定める金額を加算した金額とする。

12
18
同上

(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

1

規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備等の普通償却限度額（同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）と特別償却限度額（当該エネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額（第一号ハ又は第三号に掲げる減価償却資産にあっては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一・三 省略

2・4 省略

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあっては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第二項又は第三項の規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに前条第十一項、次条第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第二項又は第三項の規定による連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に加算した金額とする。

一・三 同上

2・4 同上

四 前条第七項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等が取得し、又は製作する機械その他の減価償却資産のうち第一号又は第二号に掲げる減価償却資産に類するものとして政令で定めるもの

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあっては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第二項又は第三項の規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の八第一項、前条第十一項、次条第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第二項又は第三項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に加算した金額とする。

一・三 同上

(中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)

第六十八条の十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第六十八条の九第七項に規定する中小連結法人（連結親法人である同項に規定する農業協同組合等を含む。）に該当するもの（以下この条においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。）が、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十日までの期間（次項及び第三項において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない第四十二条の六第一項各号に掲げる減価償却資産（同項第一号に掲げる減価償却資産については、政令で定める規模のものに限る。第三項までにおいて「特定機械装置等」という。）を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む同条第一項に規定する指定事業の用（以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む連結事業年度（以下この条において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定機械装置等の取得価額（第四十二条の六第一項第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

255 省略

6 第三項に規定する減価償却資産（連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供した第四十二条の六第三項に規定する減価償却資産を含む。）につき第三項の規定（連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供した同条第三項に規定する減価償却資産にあつては、同項の規定）の適用を受けた連結親法人又は当該適用に係るその連結子法人が、当該適用を受けた連結事業年度後の各連結事業年度（同条第三項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後に開始した各連結事業年度）において、当該減価償却資産の貸借に係る契約において当該貸借をする期間として定められた期間内に当該減価償却資産を当該連結親法人又はその連結子法人の営む指定事業の用に供しなくなつた場合（当該減価償却資産の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該指定事業の用に供しなくなつた場合を除く

(中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)

第六十八条の十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第六十八条の九第七項に規定する中小連結法人（連結親法人である同項に規定する農業協同組合等を含む。）に該当するもの（以下この条においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。）が、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十日までの期間（次項及び第三項において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない第四十二条の六第一項各号に掲げる減価償却資産（同項第一号に掲げる減価償却資産については、政令で定める規模のものに限る。第三項までにおいて「特定機械装置等」という。）を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む同条第一項に規定する指定事業の用（以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む連結事業年度（以下この条において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定機械装置等の取得価額（第四十二条の六第一項第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

255 同上

6 第三項に規定する減価償却資産（連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供した第四十二条の六第三項に規定する減価償却資産を含む。）につき第三項の規定（連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供した同条第三項に規定する減価償却資産にあつては、同項の規定）の適用を受けた連結親法人又は当該適用に係るその連結子法人が、当該適用を受けた連結事業年度後の各連結事業年度（同条第三項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後に開始した各連結事業年度）において、当該減価償却資産の貸借に係る契約において当該貸借をする期間として定められた期間内に当該減価償却資産を当該連結親法人又はその連結子法人の営む指定事業の用に供しなくなつた場合（当該減価償却資産の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該指定事業の用に供しなくなつた場合を除く